

第 1 2 3 号 議 案

新宿区監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 8 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

新宿区監査委員の給料等に関する条例（平成3年新宿区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「71万4,000円」を「72万1,000円」に改め、同項第2号中「69万4,000円」を「70万1,000円」に改め、同条第2項第1号中「32万6,000円」を「32万9,000円」に改め、同項第2号中「30万6,000円」を「30万9,000円」に改め、同条第3項中「18万8,000円」を「19万円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（提案理由）

新宿区監査委員の給料及び報酬の額を改定する必要があるため